

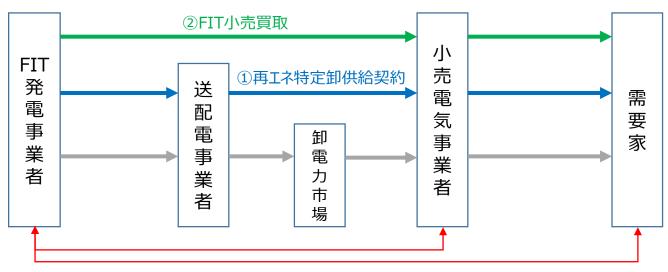
FITトラッキング【優先割当】申請説明資料

2024年4月1日 一般社団法人日本卸電力取引所

FIT証書の優先割当(3類型)

トラッキングに関する優先割当は下記3類型となる。

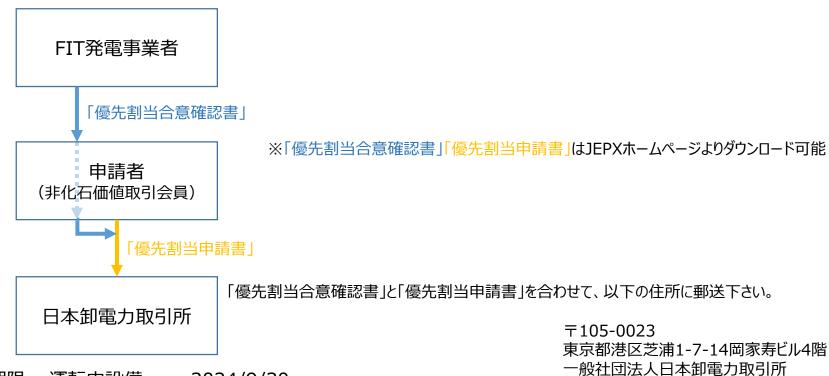
- ① 再工ネ特定卸供給
- ② 小売買取
- ③ 個別合意
- ①再エネ特定卸供給については、優先割当を継続する。
- ②小売買取、③個別合意に基づく優先割当は基本的に廃止としつつも、すでに利用している事業者への影響に配慮して一定の条件を満たすものに対しては経過措置を認める。



③発電者との個別合意

優先割当の申請方法

優先割当の申請は、非化石価値取引会員である申請者が、FIT発電事業者からの「優先割当合意確認書」を取り付け、「優先割当申請書」と併せて申請する。再エネ特定卸供給についても申請が必要です。



経過措置の提出期限: 運転中設備 2024/9/30

運転開始前設備 2026/3/31 (または運転開始日の早い日)

再エネ特定卸分は、随時受け付けます。

問い合わせ先

本件に関してご質問がある場合は下記問い合わせ先にお問い合わせください。

非化石証書トラッキング事務局 (BIPROGY内)

主担当者: 松屋、高嶋

お問合せメールアドレス: hikaseki@biprogy.com

※基本はメールで問い合わせください。

お問合せ用電話番号: 050-3132-8286

※手続きに関する不明点で急ぎの用件は電話で問い合わせください。